



平成 22 年 5 月 11 日

国税庁
総務課 収受
22. 国税庁 表官
第 加藤 治彦 殿

全国青年税理士連盟

会長 坂田 貴

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号室

電話 03-3354-4162



「退職国税職員の天下り」根絶の要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。当連盟は納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

当連盟はこれまで、国家公務員の天下り規制の一環として、国税当局の斡旋による「退職国税職員の天下り（顧問先斡旋）」が廃止されるべく、貴庁をはじめ、行政刷新会議、財務省等の関係機関に対し、斡旋行為を即時廃止するよう要望を行ってまいりました。

このような中、平成 21 年 12 月 1 日付の読売新聞（東京版）において、「国税庁が早期退職勧奨に応じた税理士資格を持つ職員に行っていた顧問先企業のあるせんについて、来年度から廃止することを決めた」との記事が掲載されました。この記事の内容が真実であるとするならば、当連盟の長年の要望が実ったものであり、天下り根絶を求める国民世論に従うものでもあります。

しかし、その廃止の理由は「指定官職の勤務延長により勧奨退職の必要がなくなったため」とされているようであり、これまで国民の強い批判にも関わらず、「退職後の職員の生活保障」「在職中の職務の適正な執行の確保」「民間の需要に対する的確な対応」のために必要であるとして、顧問先斡旋を強行してきたことに対する反省に基づくものではないようです。

この斡旋行為は、当連盟が長年において廃止の理由として掲げてきた、「退職後の所得補償の民間への押し付け（事実上の天下り）」「官民癒着の温床」「憲法違反」であるため廃止されるべきものであり、単に国税当局の人事制度の一環である指定官職の勤務延長に伴い廃止されるような性質のものではありません。貴庁は、国家公務員の天下りに対する国民の強い怒りを真正面から真摯に受け止め、真の自浄能力を発揮するべきであります。

また、一部の業界紙で報道され、危惧されているように、国税局人事課での一元管理がなくなって、現場レベルでの私的斡旋行為が復活することや、OB 税理士を迂回した間接的斡旋行為が行われるようになることなどは、決してあってはならないことであります。

よって当連盟は、国税当局の人事制度の如何に関わらず、今後一切の退職国税職員への顧問先斡旋行為が行われないこと、また、現場レベルでの職員の私的斡旋行為などが決して行われることの無いよう適切な監督をとられることを強く要望します。

以 上